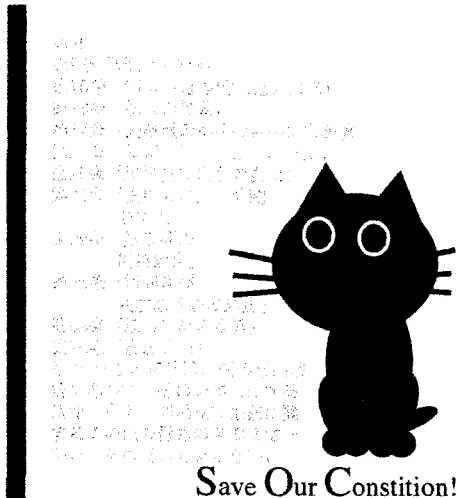


【月刊】 **キャッチピース** 101  
通巻178号 02/4/20

# 如何にして「周辺事態」は「武力攻撃事態」と一体化するか

## 法案提出で明白になった 政府のサギ的論理

青木雅彦



Save Our Constitution!  
憲法を救え!

である。

### ◆身内からもブーイング

いわゆる「有事3法案」(武力攻撃事態法、自衛隊法改正、安全保障会議設置法改正)が4月16日に閣議決定されて、5月7日から衆院有事法制特別委員会で本格的な論議が開始された。まだ数日間しか審議されていないが、それでももう言葉の定義から概念まで、政府側の答弁は混迷を極め、潜在的「応援」勢力だった民主党から愛想をつかさされ、与党からも「支持をやめたい」との声も出てくるほどである。希有の悪法ということだが、政府・与党は先に提出されたいわゆる「メディア規制3法」を継続審議にしても、これらを今国会中に成立させる構え

今号の内容 ●有事法制を葬ろう! / 自治体の「平和力」を今 / 「国際人道法の的確な実施」とは? / アジア太平洋を睨む佐世保基地 / 沖縄から

### ◆「周辺事態法」の完成目指す

これらの法案は、日本に対する「武力攻撃事態」に対処するというのが建前ではあるが、もはや日本本土に対する大規模な武力攻撃をなし得る国は同盟国のアメリカ合衆国のみであるというのは、法案提出者・反対者に共通する認識である。すでにこの通信で書いてきたとおり、今回の「有事法」(特に「包括法」の「武力事態法」)の最大の眼目は、日本防衛ではなく在日米軍の支援だ。96年の日米安保共同宣言(橋本-クリントン首脳会談)の合意で97年にガイドラインが改訂され、99年に「周辺事態法」が成立した。その流れの延長であり、完成を目指したのが今回の法案である。もちろんその中味からは、それに止まらない、日本の軍事法制の

編集発行 ●脱軍備ネットワーク・キャッチピース

●維持会員(月額) 個人1口1000円 団体1口2000円  
●通信会員(年額) 1口3000円

●参加会員(月額) 個人1口500円 団体1口1000円  
(会費には本紙購読料が含まれます)

「構造改革」、つまり戦後の憲法体制(「平和と民主主義」)に終止符を打ちたいという保守勢力の野望は隠しようもない。

しかし法案の建前は「我が国に対する外部からの武力攻撃」(第1条)だ。どうしても「周辺事態」(「我が国周辺の地域」での事態に対処)とは異なる概念である。今回の「武力事態法」の最大の眼目であり企みは、まさにこの別個の概念を統合して、スムーズに「周辺事態」を「武力攻撃事態」と読み替えることにある。その論理のすり替えは、審議の初日から露呈して、あまりにも「技巧」に走りすぎたため答弁自体が混乱してしまったほどだったが、今回の審議の最大の問題点としてハッキリ浮かび上がってしまった。

#### ◆「周辺事態法」では動員の強制力を欠く

政府の奇妙な論理を分析する前に、先行する「周辺事態法」の「成果」と残されていた課題を整理してみよう。

「周辺事態法」で日本政府(米軍も)が得た最大の成果は、日本が戦闘に関わる(米軍の戦闘を支援する)地域あるいはケースを格段に拡大したことだ。この法案の審議の過程で政府は「周辺事態の6つの類型」(\*注)なるものでその例示を行った。要するに米太平洋軍が関係しそうな戦闘行動は皆んな「周辺事態」ということにされてしまった。

しかし米軍にとって残された課題もあった。この法律では自衛隊だけでなく、国民や自治体に「必要な協力を求めることができる」(第9条)としていたが、それを担保するもの、つまり罰則や強制力を持った規定等はない。少なくとも明文化はされていない。当然次回の法律(つまり今回の「有事3法」)ではこの「解決」が課題だったはずだ。

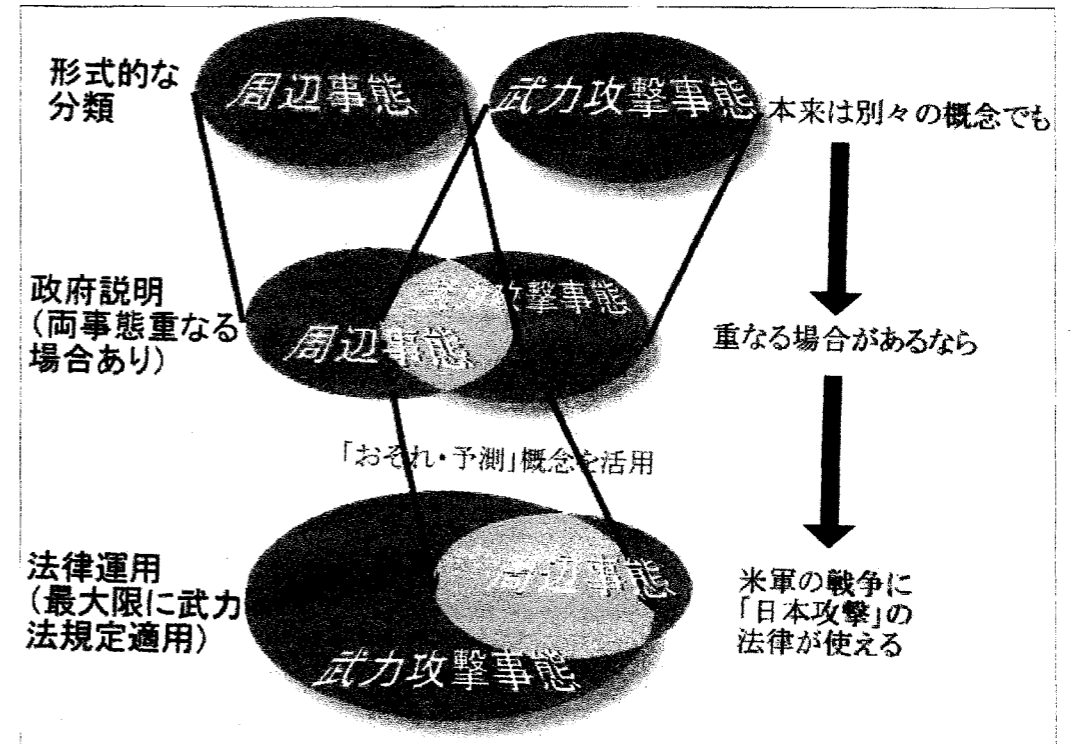
(注\*)99年4月20日、衆院日米防衛協力特別委で防衛庁長官が示した次の6つの場合。1. 我が国周辺

の地域において武力紛争の発生が差し迫っている場合、2. 我が国周辺の地域において武力紛争が発生している場合、3. 我が国周辺の地域における武力紛争そのものは停止したが、引き続き我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合、4. 国連安保理決議に基づく経済制裁の対象となるような場合、5. 大量の避難民が発生し、我が国への流入の可能性が高まっている場合、6. 内乱、内戦等の事態が発生し、我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合

#### ◆伸縮自在・万能の「おそれ・予測」概念

上記の「周辺事態」は、やはりそのままでは「日本に対する武力攻撃事態」になり得ないことは明白だ。だから今回の政府法案は後者の概念を拡張した。「武力攻撃事態」の定義として、「武力攻撃(武力攻撃のおそれのある場合を含む。)が発生した事態又は事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。」(第2条)と書いた。つまり必ずしも日本本土に対する直接攻撃がなくてもよい。武力攻撃の「おそれのある場合」と「予測されるに至った事態」はすべて「武力攻撃事態」だという恐るべき拡張である。

「おそれ」というなら、常に長距離ミサイルの射程内にある日本では、武力攻撃の「おそれ」はいつでも存在する。また日本周辺で戦火が起こったときには、武力攻撃はいつでも「予測される」。この2つの概念を媒介とすれば、「周辺事態」と「武力攻撃事態」は限りなく一つに溶け合おうとする(図解参照)。米軍の戦争が日本に飛び火する「おそれ」は想定しない方が不自然だ。その時には、「武力攻撃事態法」は「周辺事態法」の補遺というより、本体として機能する。朝鮮半島や台湾海峡での事態はただちに政府の「安全保障会議」(特に今回の「会議法」改正で新設される「事態対処専門委員会」)によって「我が国への「武力攻撃」とされ、「地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し」(第3条)、「日本国憲法の保障する国民の自由と権利」も「制限が加えられ」(第



3条)戦争への協力を求められることになるのだ。

湾事件や満鉄爆破にも似た謀略事件を誘発する可能性があるわけで、日本にとって大変な不幸をもたらす恐れがある。

#### ◆公海の艦船攻撃も「武力攻撃事態」

ただいくら政府が融通無碍に扱っても「周辺事態」、つまり日本から離れた地域の紛争を「日本への武力攻撃」とするのは説得力に欠ける。ところで今や日本の自衛艦はインド洋まで出かけて米軍の戦闘行為を支援している。「周辺事態」では手続きを踏もうが踏むまいが米軍のお供をするだろう。

その際に自衛艦が攻撃を受ければ「それが公海上でも「武力攻撃事態」になる」(5月8日官房長官答弁)のだ。訪米した日本の政治家に「イージス艦派遣を要請してくれ」と米海軍を通じて裏工作をした自衛隊(朝日5月6日)のことだ。米軍と打ち合わせをして「自衛艦が攻撃を受けた」と騒げば、日本は即「有事」ということだ。つまりこの「概念の拡張」は、トンキン

#### ◆「代執行」と罰則で「周辺事態法」を補強

「周辺事態法」の「課題」の方はどうなったか。同法では義務規定は明文化されていないが、「武力事態法」では第5条に「地方公共団体の責務」が明文化され、「武力攻撃事態への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有することになった。しかも首相は「地方公共団体の長等に対し、当該対処措置を実施すべきことを指示することができる」(第15条)だけでなく、「所要の対処措置が実施されないとき」、自らや大臣に「実施すべき当該対処措置を実施」することができる(第15条)といういわば代執行の規定を設けた。

本来は「周辺事態法」に盛り込みたかった規定だが、世論と自治体の反発を避けて先送りし

たものだ。しかし建前では「日本本土」が武力攻撃された時の「武力事態法」にこれらを書き込むことで国民の目を欺き、適用に当たっては上述のように「周辺事態」を日本有事と読み替えることで、米軍への協力を言わば強制することができるわけだ。

#### ◆「2年以内」に新たな罰則と言論統制が

戦後の軍事法の歴史で協力義務に罰則が初めて付いたと言っても、それは「取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する」(改正自衛隊法案第125条)だけで大部分の人には該当しない、と主張する人もあるだろう。しかし実はこの「武力事態法」には「事態対処法制の整備は、その緊要性にかんがみ、この法律の施行の日から二年以内を目標として実施するものとする」(第23条)という規定がある。「施行の日から」、「必要な」法律や政令をドシドシ作っていくということだ。

その中味というのは、これまで防衛庁が「第3分類」と呼んできた、国民の避難・誘導(つまり国民の統制に関する)を扱うものや、米軍が「武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置」(第22条)、報道や言論統制に関するものが含まれる。

本当は反対を恐れてもっと後に公表するつもりだったはずだが、これまでの審議でボロリボロリと漏れてきただけでも、民間防衛組織(戦前の「隣組」)作りと自治体と連動した戦時の訓練、スパイ防止法的な法律の制定(5月8日官房長官答弁)、新聞社・通信社を「指定公共機関」(第2条)として戦争に協力させる(政令で指定可)など(5月9日官房長官答弁)、戦前を髣髴とさせる国民の生活・言論統制を準備していることが明らかになった。

いったん現在国会に提出されている「有事3

法案」が成立したら、「法律を執行する」という名目で怒濤のように戦前型立法が成立してしまうことになるだろう。この「3法案」だけでも驚きだが、実際はこれは「足場」(読売社説)あるいは「第一歩」(産経社説)に過ぎないのだから。その「頂上」がなんであるかこそ論議と懸念の中心にならなければならない。

#### ◆強行採決断固阻止

—廃案の可能性も大きくなってきた

当初野党の民主党はこの法案に対して条件付きで賛成するとみられていた。しかし審議が始まって余りの杜撰な答弁に「出直して来いと言うしかない」(鳩山代表)というわけで、むしろ修正要求の方が困難になってきた。自由党は独自の対案を出すから政府案には反対。者民・共産党は有事立法そのものに反対だから野党は統一して反対の立場を取る可能性が大きくなってきた。与党に残されるのは強行採決の道だけになる。

この問題では「客観報道」(つまり政府情報垂れ流し)に徹してきたマスコミも、遅まきながら自分たちも統制の対象であることを悟って少し報道の姿勢が変わってきた。「有事立法」というのははっきりテロ対策だと思い込んでいた国民の多くも「なんか様子が変だ」と気付き始めている。自治体の首長の多くは情報不足に苛立っている。

与党が数を頼んで今国会会期中(6月19日)までに強行採決すれば最悪だが、継続審議になれば今回の法案のひどさが議員や国民・マスコミ浸透して一端廃案になる可能性が出てくる。

いずれにしても戦後最大の悪法の運命を、これから一月の行動が決めることになった。



### 「有事三法案」閣議決定後の主な動き(4/16~5/9)

- 4/16
  - ・政府有事法制3法案を閣議決定。内閣総理大臣談話を出す。
  - ・米務省で日本側、米軍への支援法について「具体的に検討」表明。
- 4/18
  - ・中谷長官衆院安保委で「周辺事態と武力攻撃事態併存有り得る」。またこの場で政府委員、自治体への首相指示権は「法的拘束力を持つ」と答弁。
- 4/19
  - ・野中元幹事長「有事法案は国民の安全を後回しにした欠陥法」と批判
  - ・沖繩稲嶺知事「法治国家として有事法は必要だが、沖繩の特殊事情に配慮されたい」
- 4/20
  - ・日本弁護士連合会、理事会で有事3法案反対の決議
  - ・新華社通信「有事法の目的は政治大国目指すもの」と批判
  - ・日韓防衛首脳会談で、韓国有事法に明確な態度示さず
  - ・社民党幹事長、「最近の動きは有事法を通すためのある種の弾圧」と表明
- 4/21
  - ・毎日新聞報道「政府、ジュネーブ条約追加議定書など『第3分類』法制の整備を決定」
- 4/21
  - ・日経報道「政府は『米軍支援法案』の骨格固めた。来年の通常国会で成立目指す」
  - ・朝日新聞調査「全国知事、半数は有事法に態度保留。不必要は2名」
- 4/22
  - ・全国市長会で政府有事法制説明。出席30人
  - ・伊藤長崎市長、有事法案について「自治体が意見述べる場を」と政府に要望書送付を明らかに
  - ・毎日新聞世論調査「有事法」必要は48%で、1月の調査から13%減少
- 4/23
  - ・参院外交防衛委で中谷長官、日本防衛と「周辺事態」での日米共同作戦計画は1種類だけであると答弁
  - ・衆議院本会議で有事法制特別委員会の設置決定。委員は50人
  - ・広島県藤田知事、「県内寄港の米艦船には”非核証明”を検討」と記者会見
- 4/24
  - ・日本ペンクラブ声明「(有事法は)新しい戦時体制へ国民を駆り立てようとしている」
  - ・民主党拡大大役員会で「政府案に無条件で賛成は出来ない」
  - ・米統合参謀本部議長「テロ対策が最優先」と日本の有事法案を暗に批判
- 4/25
  - ・石井岡山県知事、有事法の首相「指揮権」について「地方分権法の対等という概念から疑問」
- 4/26
  - ・衆院本会議で有事3法案の趣旨説明。審議スタート。自民党は本会議出席は半数
- 4/27
  - ・民放労連委員長談話「有事法制はアメリカの戦争に日本の国民を強制的に引き込む」
  - ・台湾紙報道「ペンタゴン5-10年以内に中国と台湾の武力衝突との内部報告書存在。在日米基地にミサイル攻撃」
  - ・自由党、有事法制政府案への対案を提出することを決定
- 4/29
  - ・統合参謀本部議長、中谷長官に「米軍支援法案をよろしく」と表明
- 4/30
  - ・昨年米軍機の民間空港への着陸は20空港808回。国土交通省発表。
  - ・琉球新報アンケート「県内首長、有事法制賛成34.6%、反対25%」
- 5/3
  - ・信濃毎日新聞アンケート「県内17市長中16市長が”賛否明らかに出来ず”」
  - ・共同通信世論調査「有事法制」必
- 5/4
  - ・西日本新聞社アンケート「福岡県首長、半数が有事法賛成、半数は『内容不透明』」
- 5/6
  - ・朝日新聞報道「海自幹部が米海軍に、イービス艦やP-3Cの派遣を日本政府に働きかけるように工作」
  - ・読売新聞報道「今国会に提示しなかった有事諸法案について、概要と提出時期を今月中にまとめる」
- 5/7
  - ・衆院有事法制特別委員会で本格論議開始。「武力攻撃事態」に政府明確な定義出せず。
- 5/8
  - ・毎日新聞全国知事アンケート「情報不足で判断保留が6割」
  - ・有事特別委で官房長官、民間防衛組織を作り国民・自治体で訓練も検討と。
  - ・同委で官房長官「情報漏洩の罰則検討」と「スパイ防止法」を示唆。
  - ・同委で官房長官「公海上の自衛隊船舶への攻撃も”武力攻撃事態”」と答弁
  - ・政府与党、インド洋への米軍支援の自衛隊艦船派遣を半年延長を決定
  - ・京都府大山崎町議会で有事3法案への反対意見書を可決。
- 5/9
  - ・静岡県庁、有事法案の「庁内連絡会議」設置。関連情報を収集・共有。
  - ・有事特別委で防衛庁長官「戦闘地域では相手も日本の法令を無視するので、自衛隊も行政法規に縛られない」
  - ・同委で官房長官「ミサイルが着弾しなくても反撃可能」と答弁。首相答弁と食い違い。
  - ・同委で官房長官「(NHK、民放の他に)新聞社、通信社も『指定公共機関』として協力義務」と答弁。

# 自治体の「平和力」を、前へ！

●周辺事態法の最大の焦点は第9条「自治体の協力義務」であった。当初、政府は「協力を拒否するなどんでもない。考えてもいない」と言っていたが、度重なる自治体からの疑問の問いかけに答えているうちに、9条は一般的協力義務を言っているのだから、自治体がそれを拒否しても「制裁や罰則はない」という解釈に行き着いた。ねばり強く政府を問いつめた力、それを私たちは「自治体の平和力」と呼ぶ。

●有事法制は、周辺事態法より一歩も二歩も進んで「自治体の協力は責務」と言い、従わない場合には政府から「指示」や「代執行」を行うと、書かれている。

●自治体の動きは、周辺事態法の時に比べて、のんびりしているように見える。しかし、新聞などで知る限りで見ても、これだけの「疑問」や「慎重に」の声がすでにあがっている。

●秋田県東成瀬村議会に続いて、京都府大山崎町議会でも「有事法制反対」の意見書が採択された。これに続く動きを作りだそう！

**沖縄県知事△**  
地方自治と銃兵調整を図るよう要望し、沖縄の特殊状況への配慮を強く主張したい。地位協定、沖縄の基地集中など広く国民の間で十分議論されることを期待したい。

**浦添市長○**  
独立国家の原則にも、専守防衛の原則にものっとっている。国の一大事に自治体が従わないのはおかしい。

**東風平町長△**  
有事に被害を受ける可能性がある。突っ込んだ議論をしてほしい。

**勝連町長△**  
住民生活に影響が出ない配慮がほしい。ガ-のことがあれば許されない。

**那覇市長×**  
日米地位協定など、基地の過重負担に苦しむ県民の切実な要求に応えることなく新たな法を制定し、さらに過重な負担を押しつけるのは納得できない。

**嘉手納町長△**  
国が有事といえばそのまま受け入れるのか。判断、決断、どう行動するか。異論があれば立ち向かう勇気も必要だ。

**石垣市長△**  
憲法で保障された市民の基本的権利が踏みにじられることが懸念される。

**具志川市長△**  
米軍基地が集中する沖縄でさらに過重な住民負担を求められる懸念がある。

**読谷町長×**  
明らかに憲法の理念に反する。

**鳥取県知事？**  
何らかの法的な仕組みは整えた方がいい。

**島根県知事△**  
基本的には必要なこと。個人の権利が不当に侵害されないように。

**広島県知事△**  
全くの相談もなしにいきなり指示をする、それを何らかの事情で直ちに従えなかったら代執行をするというところはいかにも性急かなという気がしますので、指示あるいは代執行に当たっては、きちんとした協議がほしいと思います。やはり核兵器搭載可能な艦船並びに航空機、これらが広島空港あるいは広島県内の港湾に寄港するような事態があれば、核兵器は積んでいけませんねという確認を何らかの形ですることになるのかな。そういう気がしています。

**呉市長△**  
議論の中で地方公共団体の意見を十分聴取されたうえで事が進められるよう期待する。

**長崎市長△**  
国会審議の中で、地方自治体の代表者などが意見を述べる機会を設けてほしい。被爆都市・長崎の市長として、広く国民からの意見を聞き、国会で議論を尽くしてほしいと考えている。

**高知県知事×**  
法案は必要ない。急いで制定する意味はない。

**徳島県知事×**  
米国が仕掛けた戦争のために国民や自治体が動員される可能性が大きい。有事という事態にいたる前に政府は外交を通じ紛争を未然に防ぐ努力をすべきで、紛争を想定して自治体に協力を求めるのはいかになものか、

**岡山県知事△**  
有事の概念や地方自治体への指示、代執行の内容が明らかになっているとは言いがたい。地方分権が尊重され、県民の安全・安心を守る立場で臨む。

**敦賀市長○**  
法案は原発の安全確保の強化につながるとの観点から意義がある。

**京都府知事△**  
地方自治体への指示権など法案の詳しい内容が分からない。今後、府民や地方自治体の立場でしっかりと見極めていく。「指示権について、国は自治体に対し、きちんと説明すべきだ。」

**奈良県知事？**  
県民の安全を守るために何をやるのか、何らかの手だてを考えておかないといけな。

**大阪府知事△**  
もう少し国民的な議論をした上で決めるべきことではないか。知らない間に決まったというのでは、自治体は納得できない。

**滋賀県知事△**  
慎重に議論すべき。議論を見極めた上で、全国知事会を通じて、地方の立場から意見をいうことになるだろう。

**長野県知事×**  
冷戦時代の攻撃を想定し、極めて時代遅れだ。国と都道府県との関係を踏みにじろうとしている。古文書が宝物として見つかったかのように提案され、一国の首相が、『すべての有事に対応できる』などおっしゃるに至っては噴飯もの以外の何物でもない。阪神大震災や地下鉄サリン事件など日本が経験した真の有事については、いまだ議論すらない。「個人としても知事としても同じ思いの多くの人と行動を起こしていきたい。」

東成瀬村議会  
有事法制反対の意見書

大山崎町議会  
有事法制反対の意見書

**苫小牧市 非核平和都市条例を制定**  
3月12日、「非核平和都市条例」を全会一致で可決。全国で六番目。「非核三原則の趣旨が損なわれるおそれがあると認める事由が生じた場合は、関係機関に対し協議を求めるとともに、必要と認めるときは、適切な措置を講じるよう要請する」と明記。鳥越忠行市長は、苫小牧港に入港する外国艦船に「条例にそって、非核『神戸方式』を準用する」と議会場で表明した。

**三沢市長**  
F16事故で三沢市長米軍に抗議文。「今後も同じようなこと（F16の事故と地元の意向を無視した飛行再開）が繰り返されれば、市民と共に基地の撤去をも辞さない姿勢で臨まざるを得ない」

**岩手県知事△**  
事前に地方自治体に十分説明がなされるべき。地方自治の本旨に照らして真摯な議論期待。

**栃木県知事○**  
もし自治体が従わないのであれば、首相が代行するのは仕方がない。

**東京都知事○**  
厄よけの札を貼るだけで泥棒が来なくなるわけではない。急いで完璧な法律を作ればいい。

**神奈川県知事？**  
国に対して県の立場を申し上げる機会があるかもしれない。

**横浜市長○**  
むしろ法整備がないこと自体が問題。今やるべきという考えに賛成。国主導は当然。

**川崎市長○**  
国においては重要。

**横須賀市長△**  
不測の事態への備えは必要。国会で十分な議論を。

## 憲法9条をまもり有事法制の立法化を行わないよう求める意見書

政府が去る1月に発表した「有事法制の整備について」の見解では、外国からの武力攻撃に対処するとして有事法制を提言しています。

しかし、有事法制が必要とされる理由の一つにあげられるテロ対策や不審船対策は、日本はもちろん、世界中のどこでも、本来犯罪として警察や海上保安庁などが取り締まるべきもので、軍隊で対応するものではありません。しかも政府自身も、日本に武力攻撃を企てる国や勢力はないことも認めています。ところが、政府の検討している有事法制案は、日本がすぐにでも戦争できるように、国民の財産である土地や家屋を強制的に使用したり、地方自治体も民間企業も戦争に駆り出し、住民を徴用できるようにし、さらに自衛隊の命令に従わなければ処罰する等の内容も検討課題に含ま

## 有事法制三法案に反対する意見書

02.5.8

小泉内閣は17日、有事法制三法案を国会に提出しました。3年前に周辺事態法が成立しましたが、アメリカからは日本政府が自治体や民間を強制動員する条項がないことに対する不満が表明されました。今回の法案はこれに応え、アメリカの戦争に日本が協力するためのものであることは明白です。法案は「有事」について日本が攻撃を受けた時点ではなく、「武力攻撃が予測されるに至った事態」としており、発動の権限は総理大臣が一手に握っています。法案はすべての国民が協力する義務があることを明記しており、土地、家屋の供出、自衛隊が使う物資の保管、提出さらに医療、輸送、建築、土木などの従事者の協力、エネルギー関係、言論

られています。日本は、憲法9条で戦争放棄を定め、国際平和のための外交で世界に貢献することを宣言しています。その日本が国民の基本的な人権を踏みにじり、国をあげて戦争をするための法律をつくろうとしていることに国民は強い懸念を抱いています。東成瀬村は、世界と日本の恒久平和を祈念し「非核平和宣言の村」を掲げており、その立場からも当議会は今回政府が進めようとしている有事法制化は容認できないものであり、その計画を中止されますよう特段の配慮を求め、ここに要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年3月14日

秋田県東成瀬村議会議長 佐藤 正次郎

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様  
衆議院議長 綿貫 民輔 様  
参議院議長 井上 裕 様

や通信関係など国民生活の全分野で強制力が働くこととなります。これは戦前、戦争準備をすすめるため、有事法を制定し、軍需工業動員法や国家総動員法が制定されていった過程を想起させるものです。中谷防衛庁長官は「周辺事態のケースはこの一つ」と、周辺事態法の発動と有事法の発動が一体のものであることを裏付ける発言をしています。これはまさしく日本国憲法の平和主義の精神に反するものであります。本議会は有事関連三法案の内容を広く国民的議論を経ずして国会で強行的に成立させることに反対を表明します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣宛  
京都府乙訓郡大山崎町議会  
議長 北村元一

# 今の日本では、 国際人道法の的確な実施 は不可能

(武力事態法第21条2項)

田巻一彦(編集部)

「武力事態対処法案」第21条第2項は、「(必要な法制の整備は)国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施が確保されなければならない」としている。

国際社会は、戦時における人道のための様々な原則を創造し獲得してきた。ここ数年の新しい動きと日本の「的確な実施」の状況を見れば、有事法制案は、まったく時代遅れの、反人道的基調に貫かれていると言わなければならない。

## 1. 核兵器使用と国際法に関する国際司法裁判所の「勧告的意見」

1996年7月8日、国際司法裁判所(ICJ)は、世界保健機構(WHO)から93年に、国連総会から95年にそれぞれ求められていた「核兵器の使用及び威嚇が国際法に違反するかどうか」の判断に対して、「勧告的意見」を発表した。その眼目は「核兵器による威嚇や核兵器の使用は、極限的な自衛状況(extreme circumstances of self-defence)以外は、国際法に反する」、「極限的な自衛状況では、合法か違法かを判断できない」というものである。核兵器が合法であるという判断はいかなる場合にもなされない、というのが結論であった。

同時に裁判所は、核兵器も他の兵器と同じように、文民、戦闘員、環境、中立国、子孫世代を保護しなければならないという、武力紛争に関する法や、国連憲章による自衛以外の武力による威嚇や使用の禁止に服さなければならないことを全員一致で表明した。「極限的防衛状況における判断回避」という限界はあるものの、これは間違いなく世界の反核世論が獲得した勝利であった。

95年11月には広島・長崎両市長が証言に立ち「核兵器は非合法」と訴えた。同じ日に陳述にたった日

本政府代表は「国際法違反」を明言しないばかりか、「両市長の証言は、政府の見解ではない」などと断る始末であった。言うまでもない、同盟国アメリカへの配慮である。

米国は最近の「核態勢見直し」に基づき、ロシア、中国、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)、イラク、イラン、リビア及びシリアに対する核攻撃シナリオ策定に入ったと報じられている。(3月9日付「ロサンゼルスタイムス」他)。

核使用が想定されるケースとして、(1)通常兵器では破壊できない標的への攻撃(2)生物・化学兵器を含む大量破壊兵器攻撃への報復(3)突発的な軍事上の展開の三つをあげている。これらが「極限的な自衛状況」であるとするならば、対象となった国々とアメリカの地理的距離、国力の相違を全く無視した強弁以外のなにものでもない。

アメリカの核の傘から脱却し、非核三原則の強制力を伴う法制化に進まない限り、国際司法裁判所が示した「国際人道法の原則」を「的確に実施する」ことは不可能である。

## 2. NPT(核不拡散条約)再検討会議における「核軍縮義務13項目」(2000年5月)

同再検討会議で全回一致で採択された最終文書は、NPT第6条(核軍縮義務)履行のための実際的措置として次の13項目をあげた。

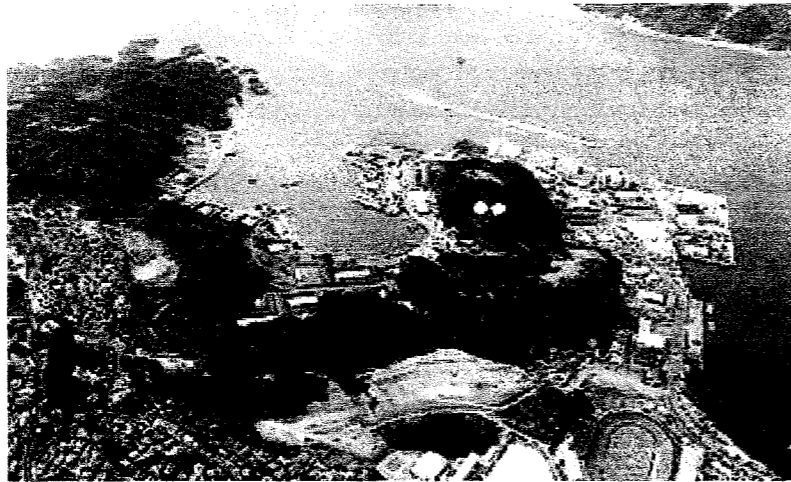
CTBT早期発効/核爆発実験のモラトリアム/CDでFMCTの5年以内妥結をめざす作業プログラム/不可逆性の原則/保有核兵器の完全廃棄の明確な約束/ABM条約の維持強化とSTART過程の促

→22ページへ

# 見えてきた 燃料補給・作戦待機・偵察の拠点 の姿

—2001年の  
動きを追う

篠崎正人  
市民ネットワークさ  
せぼノリムピース編  
集委員



リムピース・ホームページから

弾道ミサイル追跡艦の入港と強襲揚陸艦「エセックス」の出港から始まった一年。4月には米海軍の連絡ミスが原因と指摘された米原潜「シカゴ」の無通告入港などの事件が起きた。佐世保港にはアジア・太平洋で起きた事件や軍事訓練と関連してさまざまな米軍艦船が出入りを繰り返し、洋上戦闘艦、原潜、各種測量艦など補助艦船、補給艦から民間チャーター船まで実に多様な種類の艦船が観察された。一方、9月に米本土で起きたテロ事件に対する報復戦争には、在日米海軍艦船だけでなく海上自衛隊の護衛艦などが佐世保や呉からインド洋に向け出港した。

佐世保港での出来事を再考しながら今年の動きを検証しよう。

## 1月◆在沖海兵隊の訓練、グアムへ移転か

1月中旬、強襲揚陸艦エセックスとドック型揚陸艦フォートマッケンリーがあいついで出港し、沖縄・勝連町にある米海軍ホワイトビーチ基地に入港した。

例年、沖縄に駐留する海兵隊第31海兵遠征軍は佐世保基地を母港としている揚陸艦に乗船し、金武湾及び沖縄本島北部の陸・海域でSOCEX(特殊作戦能力証明訓練)及びブルー・グリーンと呼ばれる共同訓練を行っていた。沖合いに展開した揚陸艦からMEUの海兵隊がヘリコプターや水陸両用戦闘車両、上陸用舟艇(LCAC)などを使用し強襲上陸するという、いわゆる特殊作戦展開能力を証明し揚陸艦隊との連携を確認する訓練である。

沖縄に駐留する海兵隊の中で最も「海兵隊らしい」暴力的戦闘力を確認するための訓練であるため、97年には悪天候の中、金武湾で訓練中の2隻の水陸両用輸送車両が相次いで沈没するという事故を起こしている。その訓練がどうやらグアムに訓練場所を移転しようとしているようだ。「星条旗新聞」に掲載された記事には「沖縄県民の負担を軽減するため」とその理由を説明していた。一方、アンダーソン空軍基地を残して大半の基地が閉鎖されたグアムでは「日本が米軍駐留に反対するなら

ばグアムに誘致したい」(グアム知事など)という発言があいついでいる。

観光と小規模な漁業以外に産業のないグアムでは、知事が先頭にたって誘致を進めているようだ。米国の会計年度が変わった10月には「テロ報復戦争」の最中であったが、1月の訓練にも増してグアムへの訓練移転は本格化して行なわれた。新しく海兵隊の「足」として投入された高速輸送船「ウエスト・バック・エクスプレス」(約5千トン)はエセックス(約4万トン)よりずいぶん小さな船体だが、2000人の海兵隊員と多数の車両やヘリコプターを搭載し40ノット(揚陸艦は20ノット)という高速で沖縄ーグアムー横浜ー佐世保間を走り回った。

## 4月◆米原潜、事前通告なく入港

2月10日、原潜トピカが短時間寄港した。予定時間より30分も早く入港したため、乗艦予定の乗組員を乗せた連絡船が到着していなかった。その間、原潜は警備もない状態でただ浮かんでいた。ちょうど同じころ、ハワイ・パールハーバー沖で原潜グリーンビルが愛媛県の漁業実習船と衝突するという事件が起きていた。事故(事件)の原因は、16人の民間人を乗せた原潜がサービスに急浮上したところ洋上を航行していた実習船を直撃し、沈没させたというもの。

「究極の隠密兵器」であったはずの原潜に軍事とは直接関係のない民間人を乗せ、レジャーランドまがいのサービスをしていたことも明らかになった。しかも艦長が上官へのゴマスリと自分の出世のために民間人へのサービスに努めていたらしいということが明らかになるに及んでは・・・トピカ入港抗議集会で「原潜乗組員の規律とモラルが低下している。規律の低下は事故につながる。」と抗議していたら、これが事実になっていた。

この事件以前から佐世保に入港する原潜の運用状況を観察していると、その士気や規律の低下の実態が相当程度深刻な程度にまで進行していることが見えていた。その後、太平洋艦隊のほとんどの原潜は規律や士気の点検を受けるた艦隊司令部のあるハワイ・パールハーバーなどへ呼び集められたようで、日本周辺での原潜の動きは観察されなくなった。原潜が再び日本に姿を見せたのは3月22日、佐世保が最初であった。そして翌23日、横須賀には原潜シカゴが入港し西太平洋に復帰、展開したことをアピールした。ところが規律の点検を受けたはずの米海軍と原潜が展開早々とんでもない失態を演じてしまった。

4月2日、シカゴが佐世保に入港する際、日本政府に事前通告するという約束を忘れてしまったのである。原潜など核動力艦が日本の港(佐世保、横須賀、沖縄・勝連)に入港する場合、放射能測定準備のため入港24時間前に日本政府に通知することは、米政府の口上書で約束されていたことである。1972年、沖縄返還の際、米海軍から本土の基地への沖縄並み無通告入港が要望されたが、24時間前通告という口上書による確認は維持された。元々米海軍には「24時間前の通告」というのは艦船の運用を制限するものという意見があったため、今回の無通告入港も米海軍の本音が出たものという見方もあった。

しかし実際は「海軍内の連絡ミス」が原因であると説明された。何とも締まらない話で、重大事件の後点検を受けて展開した直後のことである。この後も原潜は停泊位置を取り違える失態も演じている。原潜だけでなく米海軍



全体が、もはや規律と士気の低下は回復しようがないほどにゆるんでしまっているのだろう。この事件を受けて24時間前の入港通告は「口上書による約束」から「協定」へと格上された。これだけで事故や事件が防止できるのだろうか。

#### 4月～5月◆中国・ハイナン(海南)島事件と佐世保基地

##### 1. 相次ぐ米艦出入港

4月1日、佐世保から遠く離れた中国南部、ベトナムと向かい合うハイナン島近くの洋上で、米海軍の偵察機EP-3が、中国空軍の戦闘機と接触。中国空軍機は海中に墜落し、米海軍偵察機は中国空軍の基地に不時着する事件が起きた。5月4日、米軍事海上輸送コマンド(MSC)所属の大型貨物車両輸送艦が入港した。東南アジア・タイで行われている2国間軍事訓練「コブラ・ゴールド」に車両や資材などを運んだ後、訓練終了まで待機するという。この日、原潜と測量艦も入港した。その5日後の5月9日、今度は巡洋艦2隻、フリゲート艦1隻(いずれも横須賀配備)と測量艦が、10日は原潜と大型車両貨物輸送艦各1隻、11日は原潜と弾薬補給艦各1隻と集中的に米艦船が入・出港した。

その後も米軍艦船の入・出港が相次いだ。このうち巡洋艦「ビンセンス」とフリゲート艦「バンデグリフト」は5月末まで佐世保基地にとどまり、6月になってようやく横須賀に戻った。5月だけで入・出港した米艦船は、佐世保配備艦を含めると実に23隻にも上った。1月間の動きとしては、例のない数である。この動きは明らかに中国・ハイナン島近くで起きた米海軍偵察機(EP-3)と中国空軍機の接触墜落事件と関連していた。

また、もうひとつの背景には3月23日、中国のEEZ(排他的経済水域)内の黄海で起き

た中国海軍艦艇による米海軍測量艦に対する威嚇行動が背景にあった。この間の動きを整理してみると、次のようになる。1 中国・ハイナン島からの偵察機回収作戦チーム中国空軍機と空中接触した米海軍偵察機は、中国海南省・陵水軍用空港に緊急着陸し、乗組員と機体は中国政府の管理下に置かれた。(中国空軍機は墜落し、パイロットは現在も行方不明)その後まず乗組員が解放され、続いて偵察機の機体返還が焦点になったが、返還方法をめぐって中・米の意見が対立した。航空機による機体回収を求める米国政府に対し、米国機(当然、大型軍用輸送機C5が想定される。)の着陸を拒否する中国政府の姿勢は固く、海上からの輸送も考えられる情勢であった。

そこで、交渉が不調に終わった場合の海上輸送に備え、大型の輸送艦2隻を最寄りの佐世保基地に待機させた。このうち「ケープ・モヒカン」は同じころ韓国で行われていた米韓合同訓練に、また「ケープ・ハドソン」はタイで行われていた訓練にそれぞれ車両や貨物などを運び込み、訓練終了まで待機することになっていた。この2隻の貨物輸送艦を護衛する役目として巡洋艦「ビンセンス」とフリゲート艦「バンデグリフト」が共に佐世保基地に待機していた。結局、偵察機の返還はロシアの民間会社がロシアの巨人輸送機「アントノフ124」を使用して輸送することで決着し、返還合意(5月24日)の直前に「ケープ・モヒカン」が韓国に、翌日には「ケープ・ハドソン」がタイに、巡洋艦とフリゲート艦は数日後に横須賀へとそれぞれ佐世保を離れた。

##### 2. 海中投棄機材回収チーム

「マクドナルドとかいう船を知ってますか?」という問い合わせがあった。「ジョン・マクドナルド」というのだが、何やら慌てて米国のとある港を出港したとのこと。しかもその目的は、中国空軍基地に緊急着陸した米偵察機

から、着陸直前に機密保持のため海中に投棄された偵察機材やデータなどを回収するためであるとのこと。コンピュータに詳しい方に聞いてみると、消去したデータでもCDや本体から再生することは可能とのこと。やはりどうしても「ブツ」を回収する必要があるらしい。

「ジョン・マクドナルド」は5月4日入港し、佐世保基地で燃料や食料他を積み込むと、7日朝、そそくさと出港していった。3千トンにも満たない白い船だが、れっきとしたMSC(米海上軍事輸送コマンド)所属の海洋調査・測量艦である。そして今度はその後を追うようにして横須賀配備の巡洋艦「カウペンス」が寄港し、続いて一時寄港した原潜「ロサンゼルス」と共に測量艦の後を追いかけていった。海中に投棄された機材を捜し出し回収する測量艦、その護衛役の巡洋艦と原潜というチームであろう。搜索の結果は公表されていないが、5月25日には原潜が、6月3日には巡洋艦が佐世保基地に姿を見せ、巡洋艦はその後横須賀に帰港した。測量艦はその後も洋上で行動していたが、7月10日、再び佐世保港に姿を見せた。

##### 3. 中国沿岸調査チーム

94年以降、佐世保港に姿を見せる原潜に寄り添うように測量艦が入港するケースが増えていた。測量艦は中国沿岸部や東南アジア周辺海域で海洋(水路と音響)調査を行っていたという。組織の生き残りと言算確保のため新しい「敵」を作り出す言い訳にも似た内容だが、米海軍の新しい軍事戦略「フォワード・フロム・ザ・シー(更に海から陸へ)」に基づき、近海での作戦能力を高めるため、特に水深の浅い海域を苦手としている原潜の行動能力を高めるため、正確な水路や海洋環境データの収集が進められていた。そのため水上には測量艦が、海底には原潜が動き回るという図式

が出来たようだ。その海域は漁業資源が豊富な大陸棚で、日本や中国のEEZ(排他的経済水域)に当たっている。3月23日、中国のEEZで調査活動を行っていた米海軍の測量艦に対し中国海軍の作戦艦艇が接近し、追い払うという出来事があった。もちろん中国海軍の艦艇は「不審船」を砲撃したり撃沈させることはしなかった。ポウディッチはその後原潜と連携しながら行動していたが、9月11日以降、原潜が報復戦争で忙しくなったため、しばらく動きを止めた。

##### ◆補給と偵察の拠点—佐世保基地

昨年の入港艦船を月別に観察すると、5月と10月にピークがある。5月はハイナン島事件、10月は報復戦争に関係した動きである。更に詳しく見てみると、原潜や巡洋艦、揚陸艦など戦闘・作戦艦船のうち、もっとも入港回数が多いのは原潜であり、補給・補助艦船の入港回数で突出しているのは測量艦である。横須賀と比較すると原潜の入港回数は少ないが、測量艦の動きと関連して検討してみると、佐世保基地が海の偵察・調査拠点として利用されている様子が浮かび上がってくる。また、補給・補助艦船で目立つのは燃料補給関係の艦船である。入港数の4割を占め、9月11日以降、報復戦争に関係して入港したはずべて燃料補給関係であった。

こうしてみると、燃料補給と作戦待機、偵察の拠点という様相が見えてくる。西太平洋(マラッカ海峡以西)における米軍の進出拠点としての佐世保基地の役割が、実に明快に示された2001年の動きであった。 ●●



# 沖縄から

沖縄がかわれば、アジア・太平洋がかわる  
#60

伊波洋一

「沖縄から」「沖縄ボイス」編集委員  
沖縄県議会議員・元沖縄中部地区労務局長

〒901-2203  
沖縄県宜野湾市野嵩2-1-8-101伊波  
洋一事務所  
TEL&FAX 098-892-7734

から満30年を迎える。30年前の5月15日、沖縄と東京で沖縄復帰式典が開催されるのに合わせて、那覇市では県内革新政党や労働組合が大雨の中を県民抗議大会を開催して米軍基地撤去のない「まやかしの核抜き本土並み」を糾弾した。その後の30年間で日本政府によってリニューアルされた沖縄の米軍基地を目のあたりにすれば当時の県民抗議大会の指摘と糾弾は正しかったことがわかる。

5月15日の前後には幾つかの集會が行なわれる。全国から多くの労働組合員が参加する平和行進は5月16日から18日にかけて行なわれ、最終日の18日には宜野湾市で5・15県民大会が開催される。4月28日は沖縄を日本から切り離してサンフランシスコ講和条約が発効してから満50年にあたり、沖縄平和運動センターが中心になって前日の27日に沖縄本島北端の辺土(へど)岬でかつての復帰闘争で灯した「かがり火」を焚いて集會を行なった。

## 県民の75%が基地削減・全面撤去を要求

米軍基地を容認する稲嶺県政が積極的に米軍基地の県内移設を推進する中、琉球新報社が実施した復帰30周年県民世論調査で県民の75%が米軍基地の削減と全面撤去を求めていることが明らかになった。

無作為に抽出して調査表を送付していた1500人の20才以上の男女に4月20、21日の両日、電話で聞き取りしたもので、有効回答者は757人。在沖米軍基地について、

「すべきだ」29.1%、と回答の74.7%が米軍基地の削減・全面撤去を求めた。「現状のままでもよい」としたのは14.0%に過ぎない。在沖海兵隊については、「削減すべきである」44.4%、「完全撤退すべきである」31.8%、と回答の76.2%が海兵隊の削減・全面撤退を求めている。「現状のままでもよい」としたのは10.4%だった。普天間飛行場の辺野古沖への移設について、「無条件で撤去すべき」18.9%、「県外移設すべき」16.4%、「国外に移設すべき」27.1%、と回答者の62.1%が県内移設に反対していることが明らかになった。「移設を進めるべきだ」との回答は21.7%に過ぎない。特に「移設を進めるべきだ」と回答した女性は14%と男性28%の半分にすぎなかった。

今回の世論調査結果は、振興策をてこにして普天間基地の県内移設を推進する日本政府と稲嶺県政に大きなショックを与えたことは間違いない。名護市の「金融特区構想」など、稲嶺県政が求める「1国2制度」的な振興策要求や基地所在市町村の様々な要求を受け入れながら普天間基地の県内移設を進めてきた日本政府にとって、県内移設に6割を超える県民が異議を唱えていることは極めて深刻に受け止めざるをえないだろう。特に、「米軍基地の全面撤去」29%、「在沖海兵隊の完全撤退」31.8%、という回答は、基地削減・全面撤去75%と海兵隊削減・全面撤退76%と回答されたコア(芯)が極めて堅固なものであることを示すと同時に、県民が米軍基地の存在を拒否していることを如実に示した。毎日新聞の

全国調査では「全面撤去すべきだ」が12%とされており、米軍基地負担を一方向的に押し付けられている沖縄県民の全面撤去要求は極めて大きい。5年前の世論調査では、「全面撤去」26%、「縮小」51%、「現状維持」18%と前大田県政の提唱した基地アクションプログラムに基づく段階的な基地撤去への評価が反映されて「縮小・全面撤去」77%だったが、今回「全面撤去」が29%と高まったのは米軍基地の現状への不満が高まっていることを示している。

## 稲嶺県政への評価

同世論調査による稲嶺県政への支持率は、「支持する」37%、「支持しない」17%、「どちらとも言えない」40.4%、「わからない」6.2%と約半数が態度不明確で、特に回答者の半数を占める無党派層の半数以上が態度を明確にしなかった。支持者の評価する点は、経済政策が63.4%と突出し、他は基地対策13.8%、雇用・労働政策13.8%、女性の地位向上政策1.2%、自然環境の保全政策2.9%など軒並みに低い評価である。不支持の理由は、基地対策60%、反戦・平和29.6%、雇用・労働政策24.8%、経済政策24.0%、自然環境の保全政策16%などを挙げている。国や県に今後、特に力をいれて取り組んでほしいものとして県民が回答しているのが、「米軍基地の整理縮小と跡地利用」38.0%、「自然環境保全の充実」39.0%であり、「社会福祉の充実」39.2%、「観光・リゾート産業の振興」36.3%とトップに並んでいることは、基地の県内移設を理由にして経済振興策を進める稲嶺県政の支持基盤は脆いものであることを示している。すなわち、国頼みの振興策がなければ稲嶺県政への県民の評価や支持率は維持できないだろう。

## 県民が求める基地撤去運動の再構築を

前号までの報告のように、沖縄県内の政治状況は10%台の「米軍基地維持派」が国の振興策をバックに県内財界と産業界をまとめて名護市長選挙を含め、各種選挙を勝ち続けている。4月21日の沖縄市長選挙と具志川市長選挙でも保守系候補が当選した。沖縄市長選挙では革新政党が候補擁立を断念した後、告示1月前に出馬表明した革新系の女性候補桑江テル子さんが保守系現職に4千票差に迫ったことは、大健闘と受け止められている。

具志川市長選挙では共産党が直前に候補者を擁立したが保守系現職の4分の1にも達しなかった。基地容認派の自民党を中心に統率力を強める保守勢力とは対照的に、県内の革新勢力の団結力は一段と低下している。昨年参議院選挙では革新系が2人立候補して議席を自民党に明け渡した。名護市長選挙も告示1月前の候補者擁立で共産党と社大党及び市民団体が前面に出たが、社民党と労組の取り組みは遅かった。沖縄市長選挙では、社民党と共産党と労組が支えたが、地元の社大党沖縄市支部は自由投票だった。去年の宜野湾市長選挙では、県内移設派に鞍替えした市長への対抗馬の擁立に社民党が難色を示して離脱し、残った社大党、共産党、労組は擁立を見送った。今回の沖縄市長選挙でも現職に挑戦する新人候補者を告示1月前に擁立するなど、革新政党間の協議の遅れなどで反基地派の革新候補の擁立の時期が遅れて敗北につながっている。

世論調査によると県民の反基地意識に大きな変化が見られないことから、革新勢力の共闘・団結力が弱まる中で、県内移設と引き替えに政府の経済振興策を求める保守県政を基地容認維持派の自民党が中心になって県内経済界・産業界と連携して支えて、さらに公明党の

支援組織が草の根的に運動して県内の各種選挙を取り組んでいるために保守系候補が勝ち続けている。

労組の運動力量も低下する中で、県内の革新3政党の支持基盤は弱体化し政党支持率も低下しているにも関わらず、互いの主張を譲らずがっちりとした共闘体制を組めずにいることも、反基地革新勢力の停滞化につながっている革新政党組織や反基地や環境運動組織だけでなく、広範な基地の削減・撤去を求める県民の声を受け止めることができるような基盤の構築が求められている。

### 米軍機事故相次ぐ

4月から5月にかけての1ヵ月間で米軍機による事故が5つも起り、嘉手納基地と普天間基地の所在市町村や県では抗議決議を行なうなど米軍基地への不安と不満が高まっている。

※まず4月8日午後零時20分ごろ嘉手納基地所属のF15戦闘機から小型の訓練用照明弾が機体から落下し空中で燃焼した。目撃者によると着陸体制に入った戦闘機が車輪を出した後で後部から火の玉のようなものを出し、4、5秒間、空中で燃えて黒い煙が帯状に空に残ったという。

※4月17日午後1時ごろ米海兵隊普天間基地所属のCH53E大型輸送ヘリが離陸直後に燃料補助タンク2個を滑走路上に落下させた。何らかの理由で電気信号が入り、燃料補助タンクが切り離されたものと米軍は説明している。

※4月24日午前、嘉手納基地所属のF15戦闘機が沖縄本島から約130キロメートル離れた南東海上で訓練中に操縦席の風防ガラスを紛失する事故が起き、同機は午前9時ごろ嘉手納基地に緊急着陸した。

※翌4月25日午後4時50分ごろ、米空母

キティホーク搭載のC-2A輸送機が嘉手納基地を離陸直後に機体後部から燃料漏れを起し、機体から航空燃料を放出し続けながら沖縄市と読谷村上空を旋回して嘉手納基地に緊急着陸した。漏れだした燃料は約3800リットルとされ、嘉手納基地を見渡すことができる通称「安保の(見える)丘」で嘉手納基地を見学していた観光客や基地ウォッチャーが異臭や目の痛みを感じたほどだった。

※5月1日午前8時半ごろ、米ワシントン州マッコード空軍基地所属のC17グローブマスター輸送機が、嘉手納基地を離陸のため滑走中にバンクし白煙を上げる事故が起った。

これら立て続けに起った5つの事故に共通しているのは、人為的な事故というよりき装置の事故であり機体や装備品の老朽化が懸念される。特に、C2輸送機の燃料漏れは住民地域上空でも起り、基地周辺の住民や観光客が異臭や目の痛みを感じる程だったので、同様な事故が住民地域の上空で発生することへの不安が高まっている。宜野湾市議会は4月22日に臨時議会を開き、CH53ヘリの燃料タンク落下事故に抗議決議を行なった。抗議決議は住民地域上空での飛行訓練の即時中止等を求めている。

嘉手納町議会は、4月26日に議会を開き、F15戦闘機の風防ガラス落下事故とC-2A輸送機の燃料漏れ事故への抗議決議と意見を全会一致で可決した。抗議決議は、F15戦闘機の飛行訓練の中止とF15戦闘機部隊の撤去を求めるもので極めて強い抗議決議となった。県も26日午前にC-2A輸送機の飛行停止を米軍と防衛施設局、外務省沖縄事務所にも求めることを決め、同日午後には要請行動をおこなった。

しかし、米軍は、県や地元自治体に何らの説明もなく事故機のテスト飛行を行ない「安全性が確認された」として26日午後には空母キティホークスに帰艦した。地元自治体や県

民無視との強い抗議の声が挙がっている。5月1日には沖縄市議会、北谷町議会、が臨時議会を開き相次ぐ米軍機事故に抗議決議を行なった。読谷村議会と具志川市議会は2日に臨時議会を開催し抗議決議を行なった。沖縄県議会は相次ぐ米軍機事故に対処するために4月22日の米軍基地特別委員会に続き、5月7日にも軍特委員会を開催して、その後に起った米軍機事故を含めて抗議決議の提案を決め、5月9日に臨時議会を開会して決議した。相次ぐ事故の重大さに鑑み当初予定していた県外の日本政府や国会、米国大使館等への郵送による抗議決議を議員代表派遣による抗議に切り替えた。

5月1日のC17輸送機の白煙事故について米軍が県や嘉手納町の照会に「運用上の理由で答えられない」と回答を拒否し、報道関係者への説明会で今後は重大事故以外は照会に回答しない方針を示したことに、県は通報体制の改善を米軍に強く求めていく考えだ。

### 米軍機が宮古・下地島空港に強行着陸

4月22日午前9時過ぎに在沖米海兵隊のCH46輸送ヘリ4機とKC130空中給油機1機が県の「緊急時以外の使用禁止」要請を押し切って下地島空港に強行着陸した。フィリピンで行なわれる合同演習に参加する米軍機が途中の給油のために同空港を利用したものの、県は再三にわたり自粛を求めていた。同日午前9時から訓練を予定していた日本航空の訓練は日程を変更された。

米軍機の事故が相次ぐなかの強行着陸に対して、下地島空港では地元の市民団体や労組が抗議行動を行なった。外務省は地位協定5条で民間空港の利用は認められているとしている。米軍がフィリピンでの合同演習や訓練を再開する中、沖縄からの通り道にあたる宮古島や八重山地域の民間空港に強行着陸して

利用する回数が飛躍的に増大している。2001年に米軍機が国内民間空港(88ヵ所)に着陸した回数は、808件で前年に比べて24件減ったが、県内(2ヵ所)は38件で前年6件の6倍以上になっている。昨年は、波照間空港に米軍ヘリが強行着陸して空港が閉鎖される事態にもなった。

### 米海兵隊の沖縄移駐の特集

5月15日の復帰30周年を前に地元両紙は、幾つもの特集を組んでいる。

沖縄タイムスは4月29日からの「駐留米軍の虚像—基地・おきなわ—」において第3海兵師団の沖縄駐留の歴史的経過を解明している。沖縄県民に過重な負担と多くの事件・事故の被害を与えてきた米海兵隊の沖縄駐留は、沖縄での新たな土地接收を懸念する在沖総領事が移駐中止を求める中で、海兵隊の独断によるものであったことを明らかにしている。

サンフランシスコ講和条約が発効して満50年の4月28日、沖縄タイムスは、1955年5月に当時岐阜県と山梨県に駐留していた米海兵隊第3師団の沖縄移駐が決まったことに対して、当時のジョン・スティープス在沖米総領事が海兵隊の沖縄移駐計画の中止を求めるために当時のジョン・アリソン駐日米大使に送った極秘扱いの書簡全文を掲載し、海兵隊の沖縄移駐に反対する在沖総領事と駐日米大使館との交渉経過を明らかにしている。第3海兵師団は、1952年1月にカリフォルニア州で編成されて1953年8月に山梨県の北富士演習場と岐阜県のキャンプ岐阜



(約400ヘクタール)に移駐してきた。その後、1955年5月に沖縄移駐が決定され、最初に1956年2月キャンプ・シュワブに移った。その後、1957年10月に海兵隊は北部訓練場を接收、同年キャンプ・ハンセン(金武町)、キャンプ・マクトリアス(具志川市)を陸軍から譲り受け、2個歩兵連隊と1個砲兵連隊、1個戦車大隊が沖縄移駐した。1958年にレッドビーチ(金武町)、キャンプ・コートニー(具志川市)、1960年に安波訓練場を接收、普天間飛行場が空軍から海兵隊に移管された。

ベトナム戦争を経て、1975年に沖縄基地の管理が陸軍から海兵隊に移ってキャンプ瑞慶覧に司令部を移し、1977年にキャンプ桑江、1978年に牧港補給施設を陸軍から引き継いだ。これらの海兵隊基地のほとんどは、そのまま現在まで続いている。沖縄移駐が決定された1955年に、在日米軍兵力の15%に過ぎなかった沖縄駐留は、急速に増え続け沖縄返還時の1972年には、沖縄負担は67%になっていた。1955年に16万2075人だった本土駐留は1972年には2万576人に激減し、沖縄では2万7千人台から4万3千人へと増えた。海兵隊が最初に移駐したキャンプ・シュワブは、県議会でも積極的な基地容認派議員が地元の要望でできたとしてきた基地だが、今日まで続く沖縄の米軍基地負担を生み出す原因の基地だったことが今回の資料発掘で明らかになった。当時の久志村辺野古地区の海兵隊基地受け入れが、その後、今日まで続く海兵隊駐留による沖縄の事件・事故被害の継続と地域の発展阻害の大きな要因となった。

現在進められている辺野古沖への新たな海上基地建設も、1956年当時の最初の海兵隊受け入れ同様に、今後さらに半世紀以上の県民への基地被害の継続と新たな自然破壊と環境被害をもたらすことは明白である。

## 1955年・スティーブス書簡

●スティーブス在沖米総領事からアリソン駐日米大使へ、1955年5月17日発信(電信):

「海兵隊沖縄駐留計画をなんとか変更させる「土壇場の試み」を行なうべきだと考える。計画は根拠があり、その結果、どんな不利益が生じようとも甘受すべきだというのが、米軍全体の認識であると信じていた。しかし、事実はまったく違っていた。それどころか、陸軍上層部はこの計画に強い疑念を持っている。…海兵隊が沖縄に駐留することになれば、深刻な事態に陥っている土地問題は、解決できなくなるだろう。…」

●スティーブス在沖米総領事からアリソン駐日米大使へ、1955年5月24日(書簡):

「陸軍省をはじめ、軍関係者が、全員例外なく下記のような点で海兵隊の沖縄移駐に強い疑問を抱いていることを知って少なからず驚いています。1. 海兵隊は各地に分散配置しており、軍司令部としては、管理上頭の痛い問題を抱えることとなります。2. こちらで彼等を統制することとなりますと、自治権を与えられた部隊ですので、管理が困難で、やっかいな政治的問題を引き起こすかもしれません。3. 上記の理由で、(海兵隊との)基地共同使用は困難で、海兵隊は同じ兵力の陸軍より広い土地を要求することになり、訓練や支援機能のために2倍にしようとする動きが出てくるでしょう。…米軍は現在、約40000エーカーの土地を占有し、そのうち44%が農地と考えられます。これは、島の農地全体の2割を占めています。海兵隊は75000エーカーを要求しており、おそらく48000エーカーが与えられるものと見られ、その50%が農地ということになります。万が一海兵隊の要求が通れば、農地問題の深刻さが今の2倍に拡

大することは一目瞭然です。海兵隊の移駐計画により、沖縄の1200世帯は別の土地に引っ越さなければなりません、どこへ移るのかは未決定です。…現在提案されている移住計画の中には、現実的な解決策ではないものもあります。南米移転はほとんど無視して差し支えありません。南の島への移転は、少しは役に立ちそうですが、…仮に全ての対象者を沖縄から移転させる事が可能であっても、その数1万人、1年で増加する人口の半数にしか過ぎないのです。…」

●モーガン代理大使からマクラーキン國務省アジア局長へ、1955年6月1日(書簡):

「第3海兵師団沖縄駐留が引き起こす深刻な影響について、ジョン・スティーブス氏から大使宛てに送られた、5月24日付けテレグラムコピーを同封します。ジョンは海兵隊の沖縄駐留計画を変更するよう、大使の関与を提案しています。…深刻な影響とは、すでに重大な問題となっている土地問題に集約されそうです。日本側から見れば、この問題が深刻化すれば国内で反発が強まり、沖縄返還の要求が高まって日米関係に緊張が生まれるということ。もちろん、われわれはウィルソン国防長官の決定を、どう切り崩していけばいいのか見当もつきません。…」

●スティーブス在沖米総領事からグラハムパーソンズ米大使館行使へ、1955年12月12日(書簡):

「…琉球司令部の陸軍戦闘兵力が減り、沖縄の基地は空軍、海軍、海兵隊を中心としたものになるでしょう。陸軍の最大規模戦闘部隊のひとつが、海兵師団に取って代わられるのは、相当の痛手です。完璧で美しい施設のひとつ、スキラン(ズケラン?)基地がもうすぐ完成する予定です。そこにはすべてが整っており、兵舎から社交クラブ、図書館、教会、売店、プール、訓練施設があり、さらに近代的なテニスコートやバスケットコートを用意、バレー

ボールやハンドボールもできる大型パビリオンがほとんど完成しています。「陸軍王朝」の最盛期にそれが海兵隊に渡るのでしょいか。…」

当時の沖縄は、米民政府が1953年に強制収用令を交付し、天願(具志川市)、銘苅、安謝(現那覇市)などを強制接收。さらに米軍が54年に軍用地一括払いによる永久的な借地権確保を狙ったため、島ぐるみの土地接收の反対運動が始まろうとしていた。米軍は55年7月19日未明に宜野湾市伊佐浜を銃を持った米兵とブルドーザーで囲み、住民を強制的に追い出して家を壊していった。翌日には沖縄一の美田と言われた田には海水混じりの土砂が流し込まれて基地用地として整地されていった。土地を奪われた32世帯の伊佐浜住民は石ころだらけの沖縄市の高原地区に移されたが、農業はできず10世帯がその後ブラジルへ移住した。スティーブス総領事が、現実的な解決策でなくほとんど無視して、一方では住民の「南米移転」も現実に行なわれたのだ。

海兵隊の移駐で、スティーブス総領事が書いているように2倍以上の土地が接收され、現在まで続く広大な米軍基地が建設された。現在でも広大な米軍基地の75%を海兵隊の基地が占め、兵員の60%を海兵隊が占めている。

## 基地環境汚染フォーラムの開催

4月27日に北谷町の中央公民館で「基地の環境問題とその対策—米国での取り組みに



学んで」(沖縄環境ネットワーク主催)が開催された。米サンフランシスコに事務所を置く米国の環境保護団体「アーク・エコロジー」代表のソウル・ブルーム氏が米国における基地の環境汚染の実態と対策を報告した。

ブルーム氏は、米国内には軍に浄化責任を課す「国防総省環境対策プログラム」などがあり、浄化方法の政策決定の場に住民も参加させ、汚染現場まで立ち入ることも可能だと報告。しかし、海外の米軍基地ではこのような規則はない。米軍は自国内では環境汚染を食い止めようと努力するが、海外では全く何ら責任を負っていない、これらの改善のため、浄化責任を米軍に課す条項を地位協定に盛り込むよう、住民が自国政府に圧力をかけることだ、とアドバイスした。

さらに、アーク・エコロジー国際部のナーミング・サガン氏がフィリピンのクラーク基地跡で27ヵ所、スービック基地跡で19ヵ所の汚染があり、土壌や地下水に水銀、鉛、殺虫剤、PCB、航空燃料などの汚染が見つかった。汚染場所の近くの村では、皮膚の異常やお腹の異常膨張、流産、死産も多く、白血病、市腎臓ガン、神経系の異常が出ていることを報告した。

2000年には汚染が原因とみられ88人が亡くなったという。沖縄側からは3氏が汚染や地位協定などについて報告した。報告者の一人、沖縄環境ネットワーク研究員砂川かおり氏は、アーク・エコロジーで約半年間研修していた。

#### 米軍関係の交通事故が倍増

2001年の米軍構成員が第一当事者の交通事故発生件数が89件と2000年の41件の2倍以上に増えた。97年から2000年まで続いていた死亡事故はなかったが、負傷者人数は124人と前年の46人の2.7

倍にも増えている。米軍人関係者との事件・事故では十分な被害保障を受けられないことが多く、沖縄県議会でも米軍人・軍属による事件被害者の会から出されていた「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の構成員等による損害賠償法」制定を求める請願を3月27日に採択している。

県に対しては米軍人等による事件・事故の被害者に対して窓口を設置して対応するよう求めているが、設置されていないので交通事故倍増の原因究明と同時に被害者窓口の設置を強く求めている。

#### 琉球新報がワシントンに常駐特派員

地元新聞社の一つ琉球新報が4月から米ワシントンD.C.に特派員を常駐させた。5月5日から「ワシントンと沖縄」と題する記者レポートを掲載している。

第一回の記事は、沖縄市にあるキャンプ・シールズの海軍機動工兵大隊(通称、シービーズ・海の働き蜂)約340人が「アブサヤフ」掃討のためにフィリピンのバシラン島に派遣されたことを取り上げている。米比合同演習「バリカタン02-1」には米軍が約1200人参加、読谷村の陸軍特殊部隊(グリーンベレー)も加わっている模様。バシラン島は沖縄本島と石垣島を合わせた大きさで、沖縄からの海軍工兵隊が行なっているのは、島に二つある滑走路を大型固定翼機が離発着できるようにする拡大工事と、大型艦船が入港するため港湾施設の修復と言われている。いずれも将来、米軍の「恒久的」施設一軍飛行場と軍港一に転用できる。

米軍は、クラーク、スービック基地閉鎖の後、ミンダナオ島のヘネラル・サントスに拠点を置くことを模索したことがあり、近くのバシラン島に新拠点を築くことで目的を達成できるとしている。沖縄の基地削減要求への対

応も睨んだものとワシントンの外交筋は指摘している、と報告している。5月6日の2回目は、米空軍系シンクタンク「ランド研究所」が提言した下地島空港の米軍基地化について、台湾有事を睨んだものと分析している。

3回目は、オスプレイの試験飛行開始のニュース。4回目は、基地整理について在韓米軍基地の46.5%が削減されることや岩国基地にCH53大型ヘリが8機配備されたことを伝え「地域的な抑止力の必要性に基づき部隊と装備を再配備する」とした4年毎の国防戦略見直し(QDR)が着実に進んでいるとした。ファーゴ太平洋新司令官が議会証言で「(沖縄では)市街地拡大で海兵隊の訓練が制限され、即応力に影響を与えている」と証言したことを伝え、海兵隊の訓練移転に、米軍側にも「動機」があると伝えている。今後、琉球新報特派員の森暢平さんには、米軍や政府の動きだけでなく、ワシントンのシンクタンクや平和運動団体、市民団体にも出入りして沖縄で米軍基地問題があることを知らせてもらいたい。

#### ウチナーンチュ(沖縄人)への声

前号で指摘した今の沖縄の雰囲気への危機感を指摘する声が5月の地元紙に幾つか載っているので紹介する。

最初は、国連職員で東チモール暫定政府の上級外相特別補佐官を務めた新垣尚子さん(32)が母校の沖縄国際大学での特別講義。「世界中の3分の2の人々が、50年前の沖縄と同じか、それ以上にひどい状況にある」と強調、「もし自分の身に起きたらどうするのか。社会と自分の連鎖を考え、そこで何をすればいいか考えてほしい。紛争地帯では常に沖縄のことを想起する。沖縄戦の体験を語ってくれた人たちへの責任として、私は次の世代に伝え、自分に何ができるかを考えるからだ」と

語った。

次は塾講師の津波実明氏の文章。…今では、沖縄の人々はナイチャー(内地人)を異化する必要に迫られることがない程日本人化してしまったようだ。…現状は為政者にとっては「日本人化の完了」を意味するのだろうが、私にとっては「ウチナーンチュ」の死を意味する。本来批判すべき相手の側に擦り寄っていったのである。欠けた茶碗を差し出しながら。

最後は、八重山群島の西表島で自然を守りながら地域興しを続けている石垣金星さんの文章。…島に帰り30年。歪んだ沖縄の姿がよく見える。それは「ウチナーンチュの心」である。ぬくぬくと米軍基地代で暮らす人々。ヤマト政府の高額補助金で塗りたくられた豊かな沖縄。一度味を占めると、もっと欲しくなり「カンフル剤」がばらまかれる普天間地代替地料で豊かな沖縄であるが、…高額補助がいつまでも続くとは到底考えられない事である。苦しい時代でも自助努力/自力更生の高い志で、ひやみかち立ち上がったウチナーンチュの誇りはもはや何処にもなく、「お金ちょうらい」という姿がみえるのである。今の沖縄の未来に希望はない!

以上の3氏とも、沖縄人・ウチナーンチュに本来の姿を・主体性を取り戻せ!と呼びかけている。最初に報告したように、きっと沖縄は本来の姿を取り戻すだろう。(5月10日記)



→9ページから

進/米・ロ・IAEA三者構想の完成と履行/「国際的安定」と「すべてにとって安全保障が減じない原則」/余剰となった軍事用核分裂物質の国際管理と平和転用/究極的目標としての全面かつ完全軍縮/ICJ 勧告を想起した核軍縮義務の履行に関する定期報告/検証能力のさらなる開発。

先頃、「核軍縮:日本の成績表」評価委員会(ピースデポ気付)は、これら13項目に、日本独自の項目15項目を加えた15項目についての評価結果を発表した。結果はほとんどすべての項目について、5段階評価でDかE(重要課題に取り組みなかったか、きわめて不十分)であった。

アメリカの核抑止力への依存政策が、ここでも「確かな実施」を阻害しているのである。

### 3. 国際刑事裁判所(ICC)条約の早期批准を!

戦争犯罪やジェノサイドなど、世界の凶悪犯罪を裁く初めての常設法廷、国際刑事裁判所(ICC)の設置が、今年4月11日、戦後の発案から50年以上を経て正式に決まった。

設置に関するローマ条約を新たに10カ国が批准し、批准国の合計が発効条件の60カ国を上回る66カ国となった。条約は7月1日に発効する。これに対して米国はICCを設置すれば国家の主権が侵害されるとの考えから反対する立場を崩しておらず、批准を拒否、最近では同条約への署名を撤回することすら示唆している。

国連本部で行われた記念式典にテレビ会議で参加したアナン事務総長は、「戦争犯罪や大量虐殺、その他の人権犯罪を犯した人間が法の裁きを受けない時代は終わった」と述べた。

日本政府は「国内法が未整備である」ことを理由に、条約批准を行っていない。「武力事態法」でいう「諸法制」の中に、同条約関係の国内法(刑法や自衛隊法)の整備が含まれているかどうか不明にしている。

## 会計報告

(02.4.7~5.11)

### 【収入】

○前期からの繰越	434,030
○当期の収入	49,390
会費収入	22,500
(内訳) 維持個人	0
維持団体	0
参加団体	0
参加個人	6,000
通信会員	16,500
カンパ収入	4,000
運動収入	22,890
資料収入	0
預金利子	0

### 【支出】

●当期の支出	113,087
電話・fax代	4,930
郵送費	36,032
文具・備品	2,925
印刷・コピー代	60,000
振込等手数料	350
分担金	0
雑費	8,850
●時期への繰越	370,333

ICCは来年、オランダのハーグに開設される見通しである。「早期批准」を日本政府に求める声を強めよう。

このように日本の安全保障政策は、「国際人道法の的確な実施」からはほど遠い状況にある。「有事法制」の前に、この現状を打開するため国民的議論こそが求められている。◆◆



月刊「キャッチピース」 発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース 編集月刊キャッチピース編集委員会 連絡先●〒223-0065 横浜市港北区高田東3-38-15 田巻一彦方 電話・FAX ●045-531-1341 E-Mail ●tamaki@ab.mbn.or.jp 郵便振替口座●00160-7-136148「キャッチピース」 定価●100円(通信会員年間3,000円)

# 非核・平和条例全国交流集会in鹿児島

2002 5/25~26

## 錦江湾を非核の海に

### 日時・場所

2002.5.25 (土) (於：鹿児島市中央市民館)

13:00～アトラクション「奄美の島唄」

13:30～全体集会

- 講演「平和を作る主体と方法」  
—世界の非暴力化・民主化を目指して—  
君島東彦さん／北海学園大学教授

●特別報告

18:30～交流会 (於：大平洋ビル館)

2002.5.26 (日)

9:00～12:00

(於：鹿児島県教育会館・教職員互助組合会館)

第一分科会『自治体の力』

第二分科会『平和運動のオルタナティブ』

14:00～錦江湾クルーズ

### 連絡先

「非核・平和条例全国交流集会in鹿児島」実行委員会

TEL 099-252-8585

平和運動センター (児玉・港辺)

FAX 099-258-4560

### 参加費

1人 1000円 (交流会は3000円)

詳細は、裏面をご覧ください



IT'S HARD TO DO SOMETHING TO  
IMAGINE ALL THE PEOPLE LIVING  
IN PEACE. YOU MAY SAY  
PEACEMAKER, BUT I'M NOT ONLY ONE. I HOPE SOMEBODY YOU WILL JOIN US

## 「非核・平和条約を考える全国交流集会 in 鹿児島」への参加要項

日頃より地域の平和運動の牽引車としてご活躍されていることに心から敬意を表します。

昨年9月アメリカにおける「同時多発テロ」事件に端を発したアメリカ・イギリスなどによるアフガニスタンへの「報復戦争」、小泉内閣による「テロ特措法」、自衛隊法改悪による海外派兵、第154通常国会での有事法制化の動き等平和憲法の空洞化、基地機能の再編強化、米艦船の機構が相次いでいます。

こうした中で、地域から主体的に平和を創出していくとりくみが大きく問われています。

1999年に函館で開催された非核平和条例制定に向けた全国交流集会は、2001年2月の横須賀開催へと引き継がれ、地域から平和を考える非核・平和条例運動の意義が確認されてきました。

2002年5月25～26日、九州でも最も米艦船の寄港が多い鹿児島島の地でこの「全国交流集会」が開催されることになりました。皆様方の多数の参加をお待ちしています。

### 講師プロフィール 君島東彦

きみじまあきひこ。1958年生まれ。早稲田大学大学院博士課程修了。シカゴ大学およびアメリカン大学留学。現在、北海学園大学法学部教授。1999年にはカナダ、アルバータ州のレスブリッジ大学で客員教授をつとめた。専門はNGOの憲法学的研究、日本国憲法の平和構想。NGO活動に深くかわり、NGOの側から憲法を捉え直し、活かしていくことを課題としている。日本反核法律家協会理事、核廃絶をめざすNGOの世界的ネットワーク「アポリジョン2000」の国際評議員、市民による非暴力平和構築をめざす「非暴力平和隊」プロジェクトの国際運営委員などをつとめる。最近の論文として「日本国憲法第9条とハーグ平和アピール」（『世界』2001年11月号）がある。

## 参加申し込み書

氏名				性別	
住所				TEL	
				FAX	
団体名					
① 参加区分	・ 2日間参加	・ 初日のみ参加	・ 2日目のみ参加	※参加費一律 1,000円	
② 全体交流会	・ 参加	・ 不参加	※参加の場合は別途 3,000円徴収		
③ 宿泊申込	・ 申し込む	・ 必要なし	※宿泊の場合は別途旅行社より連絡します 1万3000円以内		
④ 賛同金	団体	<input type="checkbox"/>	円	個人	<input type="checkbox"/> 円

### ・参加申し込み

申し込み書に必要事項を記入(又は選択)の上、事務局へ郵送するか FAX してください。宿泊申込者へは別途、「JTB 鹿児島支店」から連絡します。

JTB 鹿児島支店 (担当: 栗山・堀之内)  
〒892-0842 鹿児島市東千石町 2-12 (Kフラットビル 2F)  
TEL099-227-5205 FAX099-239-6090

### ・参加費用

参加費 (1000円)、交流会費 (参加する場合) 3000円

賛同金 (賛同する場合) は郵送か、下記口座に振り込んでください。

九州労金鹿児島県庁支店 普通預金 2707041  
非核平和条例全国交流集会 in 鹿児島実行委員会事務局長 児玉靖正

### その他

参加費、詳細な連絡については申し込み受付後、各自に郵送します。